

秋田市パートナーシップ宣誓制度

利用の手引き



秋田市では、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現を目指しています。その取り組みの一つとして、「秋田市パートナーシップ宣誓制度」をスタートします。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務を生じさせるものではありませんが、婚姻に準じた関係にあるものとして、一部の行政サービスの利用ができます。

秋田市は、お二人の思いを尊重し、自分らしく、いきいきと生活できるよう応援します。

< 2022（令和4）年3月初版 >

目 次

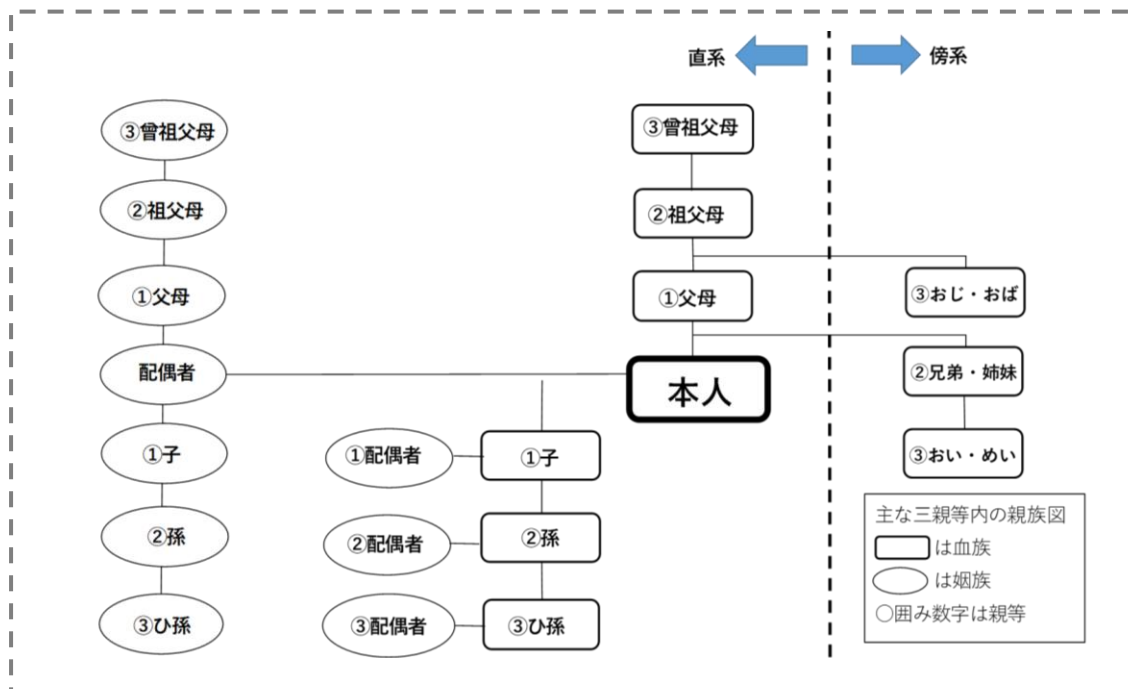
1	宣誓をすることができるかた	1
2	宣誓に必要な書類	2
3	宣誓に必要な書類－通称の使用－	3
4	宣誓手続きの流れ	4
	(1) 宣誓日の予約	4
	(2) 宣誓日(宣誓書類の提出)	5
	(3) 受領証と証明カードの交付	5
	(4) 転入予定の場合	5
5	再交付・返還	7
6	Q&A	8
	Q1 結婚制度と秋田市パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか	8
	Q2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか	8
	Q3 同居している必要はありますか	8
	Q4 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか	8
	Q5 受領証と証明カードの交付にあたって費用はかかりますか	8
	Q6 外国籍のかたと宣誓する時に必要な書類はありますか	8
	Q7 郵送で宣誓手続きができますか	8
	Q8 受領証や証明カードを郵送で受け取ることはできますか	9
	Q9 プライバシーは守られますか	9
	Q10 土日など、休みの日に宣誓することができますか	9
	Q11 通称は使用できますか	9
	Q12 受領証と証明カードはすぐもらえますか	9
	Q13 受領証と証明カードに有効期限はありますか	9
	Q14 受領証と証明カードにはどのような使い道がありますか	10
	Q15 市外に転出するときはどうしたらいいですか	10
	Q16 なりすましや偽造等の悪用をされませんか	10
7	問合せ	11

1 宣誓をすることができるかた

お一人またはお二人とも性的少数者で、次の項目をすべて満たす必要があります。

チェック	項目
<input type="checkbox"/>	成年に達しているかた ・ 満18歳以上のかた
<input type="checkbox"/>	お二人のうちどちらかが市内に住所があるかた ・ 3か月以内に市内に転入予定であるかたを含みます。
<input type="checkbox"/>	配偶者がいないかた ・ 配偶者とは、婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にあるかたを含みます。
<input type="checkbox"/>	宣誓する相手以外のかたとパートナーシップ関係にないかた ・ 現在、秋田市以外のパートナーシップ宣誓をおこなっていないかた
<input type="checkbox"/>	民法に規定する婚姻をすることができない続柄(近親者など)にないかた ・ 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。(祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪等)

<民法に規定する婚姻をすることができない続柄>



2 宣誓に必要な書類

宣誓には次のものが必要になります。

チェック	お持ちいただくもの				
<input type="checkbox"/>	<p>秋田市パートナーシップ宣誓書（様式第1号） 秋田市パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お二人で1通ご提出ください。 ・事前にご記入いただいても、宣誓日当日にご記入いただいてもかまいません。 ・宣誓書等に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立会いのもと、ほかの方による代筆が可能です。 				
<input type="checkbox"/>	<p>現住所を確認する書類（住民票の写しまたは住民票記載事項証明書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行された住民票の写し等（世帯一部(個人)のもの）をお一人1通ずつご提出ください。 ・宣誓するお二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを1通ご提出ください。 ・住民票の写し等に、続柄・本籍・マイナンバー等の記載は不要です。 				
<input type="checkbox"/>	<p>現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内に発行された戸籍抄本等をお一人1通ずつご提出ください。 ・戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得できます。（取得方法は本籍地の市町村の窓口へお問合せください。本籍地が秋田市外の場合、取り寄せに日数がかかる場合がありますのでご注意ください。） 				
<input type="checkbox"/>	<p>本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。 <table border="1" data-bbox="336 1413 1351 1675"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 1413 842 1458">1つの提示で足りるもの</th> <th data-bbox="842 1413 1351 1458">2つ以上の提示が必要なもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 1458 842 1675"> <input type="checkbox"/>個人番号カード(マイナンバーカード) <input type="checkbox"/>旅券（パスポート） <input type="checkbox"/>運転免許証 <input type="checkbox"/>その他、官公署が発行した資格証明書等（顔写真付き） </td> <td data-bbox="842 1458 1351 1675"> <input type="checkbox"/>健康保険証 <input type="checkbox"/>介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/>その他、官公署が発行した資格証明書等（顔写真なし） </td> </tr> </tbody> </table> <p>※詳しくはご相談ください。</p>	1つの提示で足りるもの	2つ以上の提示が必要なもの	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード) <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他、官公署が発行した資格証明書等（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他、官公署が発行した資格証明書等（顔写真なし）
1つの提示で足りるもの	2つ以上の提示が必要なもの				
<input type="checkbox"/> 個人番号カード(マイナンバーカード) <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他、官公署が発行した資格証明書等（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他、官公署が発行した資格証明書等（顔写真なし）				

提出書類の様式について

市ホームページからダウンロードしていただくか、秋田市役所生活総務課でお渡ししています。どちらも難しい場合は、ご相談ください。

【市ホームページの掲載先】

サイト内検索で「パートナーシップ宣誓制度」または広報ID検索で「1033990」と入力して検索してください。

市ホームページ



3 宣誓に必要な書類－通称の使用－

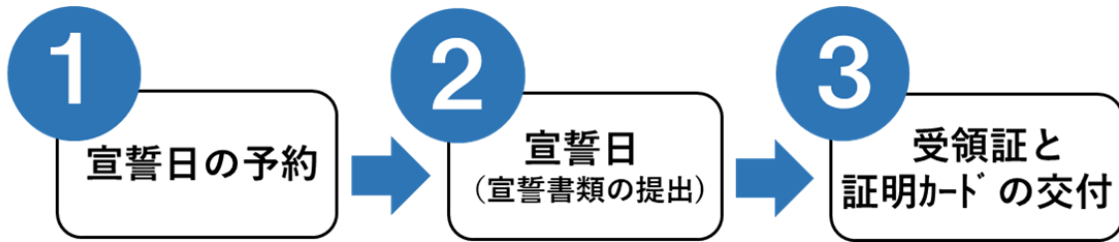
性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つこと。）など市長が特に理由があると認める場合には、戸籍上の氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができます。その場合、受領証および証明カードの表面に通称を記載し、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

チェック	お持ちいただくもの
<input type="checkbox"/>	日常生活において通称を使用していることが確認できる書類 例) 顔写真付きの社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、郵便物等で通称が記載されているもの

4 宣誓手続きの流れ

宣誓は原則事前予約し、宣誓日に必要書類をご提出ください。

<宣誓手続きのおおまかな流れ>



(1) 宣誓日の予約

- ・電話またはメール等で宣誓日時を予約をしてください。
- ・ご予約は希望日のおおむね5日程度（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）前まで

お知らせいただくこと
①宣誓されるお二人の氏名
②宣誓希望日・時間（第3希望日まで） 宣誓日、受領証の交付日時は、ご希望に添えない場合があります。 宣誓ができる時間：原則として平日9時～16時(12時～13時を除く)
③代表者の日中（8時30分～17時15分）の連絡先の電話番号
④宣誓場所の希望（個室または窓口等）

【予約先・受付窓口】

秋田市市民生活部生活総務課（市庁舎1階）

電話 018-888-5650

受付時間:月～金 8時30分～17時15分（祝休日、年末年始を除く）

FAX 018-888-5651

メール ro-ctmn@city.akita.lg.jp

(2) 宣誓日（宣誓書類の提出）

- ・予約した日時に、必要書類をお持ちの上、お二人そろって市が指定する場所（秋田市役所庁舎内）にお越しください。

(3) 受領証と証明カードの交付

- ・お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証明する書類として次のものを交付します。（P 6 参照）

秋田市パートナーシップ宣誓書受領証（様式第3号）	1部
秋田市パートナーシップ証明カード（様式第4号）	各1部

- ・宣誓日からおおむね5日程度（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）で交付します。
- ・即日交付の場合、1時間程度を要しますので、ご了承ください。

(4) 転入予定の場合

- ・転入予定のかたで、宣誓日に秋田市役所へお越しいただくことが難しく、宣誓書類の提出を郵送により希望するかたは、宣誓日の予約の際にご連絡ください。宣誓日は書類をご記入いただいた日となります。
- ・(3)受領証と証明カードの交付にかえて、転入予定者受付票(様式第5号)を交付します。
- ・転入後、転入予定者受付票に住民票の写し（転入者のみ）を添えてご提出ください。引き換えに、受領証と証明カードを交付します。

<受領証表面>

様式第3号

第 号
年 月 日

秋田市パートナーシップ宣誓書受領証

氏名 _____ 様 氏名 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

年 月 日付けで申請のあったパートナーシップ宣誓書について、
上記2名の者は、秋田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定により、宣
誓されたことを証明します。

秋田市長 公印

<証明カード表面>


第 号

秋田市パートナーシップ証明カード

_____ 様 _____ 様
年 月 日生 年 月 日生

秋田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱
に基づき、お二人がパートナーシップ関係に
あることを証明します。

交付 年 月 日 公印


 秋田市長

<証明カード裏面>

このカードの提示を受けられた方へ

秋田市では、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが個性や能
力を十分に発揮できる多様性を認めあう社会の実現を目指し
ており、このカードはお二人がパートナーシップ宣誓をされた
ことを秋田市が証するものです。

カードの提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解い
ただき、この制度を利用する方の性の在り方(性自認や性的
指向等)や本制度を利用していることについて、本人の同意
なく口外しないようお願いいたします。

 問合せ 秋田市市民生活部生活総務課 TEL018-888-5650

_____ 様 _____ 様

※ 通称を使用している場合は戸籍上の氏名を記載

特記事項

<受領証裏面>

様式第3号裏面 (第8条関係)

通称を使用した宣誓について
以下に戸籍上の氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を記載します。

フリガナ _____ フリガナ _____
氏 名 _____ 氏 名 _____

フリガナ _____ フリガナ _____
通 称 _____ 通 称 _____

注意事項

宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、この受領証および証明カード
を市長に返還すること。

- 1 パートナーシップ関係が解消されたとき。
- 2 双方ともに市外へ転出したとき。
- 3 パートナーが死亡したとき。
- 4 その他

(問合せ先)
秋田市市民生活部生活総務課
電話番号：018-888-5650

5 再交付・返還

(1) 受領証等の再交付

- ・紛失、毀損などにより、受領証等の再交付を希望する場合は、「秋田市パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第6号）」を提出してください。
- ・毀損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。
- ・宣誓時と同様に、事前のご予約をお願いします。
- ・本人確認書類（運転免許証など）も必要になります。

(2) 受領証等の返還

- ① 次のいずれかに該当する場合には、「秋田市パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）」を提出し、受領証等を返還してください。

- ・パートナーシップ関係が解消されたとき
- ・お二人がともに市外へ転出したとき
- ・パートナーが死亡したとき
- ・その他

- ・宣誓時と同様に、事前のご予約をお願いします。
- ・本人確認書類（運転免許証など）も必要になります。
- ・提出された返還届に秋田市文書取扱規程第11条第1項の規定に基づく収受印を押印した上で、返還届の写しを交付します。

- ② ウェブサイトでの公表について

- ・返還届の提出が確認できない場合は、受領証等の交付に係る番号を市の公式ウェブサイトに掲示する等の方法により公表します。なお、その後に返還届が提出された場合は、公表は中止します。

6 Q&A

Q 1 結婚制度と秋田市パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

結婚は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、秋田市パートナーシップ宣誓制度は、秋田市の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 2 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか。

お一人またはお二人が性的少数者のかたで、宣誓要件を満たしていれば、宣誓していただくことができます。

Q 3 同居している必要はありますか。

必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力しあうことを約束した関係である必要があります。

Q 4 なぜ転入予定でも宣誓できるのですか。

秋田市内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定しているかたが、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

Q 5 受領証と証明カードの交付にあたって費用はかかりますか。

本制度の受領証等の交付手続きに費用はかかりません。なお、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料や宣誓場所までの交通費は自己負担となります。

Q 6 外国籍のかたと宣誓する時に必要な書類はありますか。

外国籍のかたの場合は、本国の大使館等公的機関が発行する「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

Q 7 郵送で宣誓手続きができますか。

パートナーシップの宣誓は、お二人の意思を確認させていただくために、お二人揃ってお越しいただくことが原則ですが、転入など宣誓時にお越しいただくことが難しい場合は、郵送もできますのでご相談ください。

Q 8 受領証や証明カードを郵送で受け取ることはできますか。

お越しいただき、直接お渡しすることが原則ですが、難しい場合は郵送もできますのでご相談ください。

Q 9 プライバシーは守られますか。

宣誓されるかたのプライバシー保護の観点から、宣誓・交付ともにご希望に合わせて個室スペースをご用意いたします。

本人確認を行う際に、運転免許証など顔写真付きの身分証明書の掲示を求めますが、市職員にはプライバシーについて守秘義務が課されており、個人情報の保護を徹底します。

Q 10 土日など、休みの日に宣誓することができますか。

宣誓は、原則として平日9時～16時(12時～13時を除く)の間でご希望を受け付けいたします。この時間内にお越しいただくことが難しい場合は、お気軽にご相談ください。

Q 11 通称は使用できますか。

性別に違和感があるなどの理由により日常生活において通称を使用しているときは、その通称を本制度においても使用することができます。通称の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類(社員証や郵便物等)により確認しますので、ご用意ください。通称を使用した場合には、交付する受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q 12 受領証と証明カードはすぐもらえますか。

受領証と証明カードは宣誓日(宣誓書類の提出)からおおむね5日程度(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)で交付します。

なお、即日交付も可能ですが、書類の確認や受領証等の作成に1時間程度の時間を要しますのでご了承ください。

Q 13 受領証と証明カードに有効期限はありますか。

有効期限はありません。

Q14 受領証と証明カードにはどのような使い道がありますか。

市営住宅の入居申し込みや、市立病院における面会などにご利用いただけます。利用可能なサービスの情報について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



また、秋田県の「あきたパートナーシップ宣誓証明制度」のサービスもご利用いただけます。詳しくは、県ホームページをご覧ください。



Q15 市外に転出するときはどうしたらいいですか。

お二人ともに市外に転出するときは、受領証等を添付の上、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第7号）を市に提出してください。なお、転勤または親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外で生活する場合を除きます。

Q16 なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

市が受領証等を交付する際には、住民票の写し、戸籍抄本等の提出のほか、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書等により本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、受領証等を不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、受領証等を返還していただきます。

7 問合せ・受付窓口

秋田市市民生活部生活総務課（市庁舎1階）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

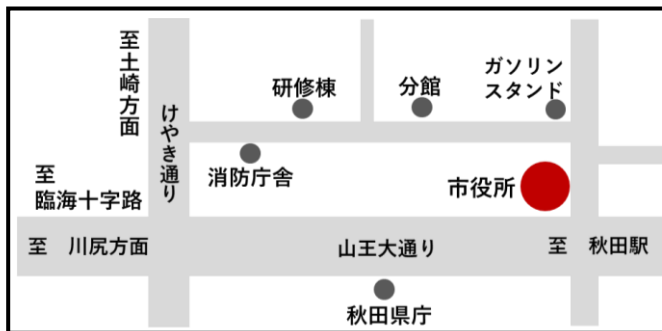
電話 018-888-5650

受付時間:月～金 8時30分～17時15分（祝休日、年末年始を除く）

FAX 018-888-5651

メール ro-ctmn@city.akita.lg.jp

秋田市役所本庁舎



生活総務課
（柱番号1-1の窓口）

秋田市役所本庁舎配置図（1階）

